

**県立アリーナを活用した観光コンテンツづくり事業
プロジェクションマッピング制作・上映業務仕様書**

1 委託業務名

県立アリーナを活用した観光コンテンツづくり事業
プロジェクションマッピング制作・上映業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務の目的

本業務は、サンポート地区の新たなシンボルとなる県立アリーナとその周辺空間を生かしたイベントの一つとして、県立アリーナを活用したプロジェクションマッピングを行うことにより、夜型観光の推進を図ることを目的とする。

4 業務内容

(1) プロジェクションマッピングの制作及び上映

県立アリーナの流線形の形状を生かしつつ、県民及び国内外の多くの観光客が本県へ訪れたいと思うようなテーマやコンセプト等を設定し、業務目的を達成するために有効なプロジェクションマッピングのコンテンツを企画・提案及び制作すること。

ア) テーマ

- ・本県ならではの瀬戸内海やアート県などにふさわしいテーマを企画・提案すること。
- ・上映期間ごとの季節に沿ったテーマを企画・提案すること。

イ) プロジェクションマッピング上映期間（予定）

ハロウィン時期：令和7年10月29日（水）から31日（金）の3日間、

バレンタイン時期：令和8年2月13日（金）から15日（日）の3日間、

計6日間（別途指定する2時間程度）

※本業務の上映期間は、諸事情により変更となる場合があります。

ウ) プロジェクションマッピングの上映場所（参考：別添）

県立アリーナのメインアリーナ及びサブアリーナの北側屋根とすること。

エ) プロジェクションマッピングの観賞場所（参考：別添）

県立アリーナ北側にあるシーフロントプロムナード及び別途指定するプロジェクションマッピング観賞クルーズ船の船上とすること。

オ) プロジェクションマッピングの上映等

プロジェクションマッピング上映時間はメイン演出10分以上～15分以内とし、上映時間の合間となる休憩中に、待機演出として約3分程度の音楽と同期したカウントダウンなどの動画等を含めること。また、プロジェクションマッピングは、断続的に実施すること。

なお、本事業及び観賞クルーズにおいて、委託者が指定する司会者とプロジェクションマッピング上映中及び前後のサポートを行うために必要な情報共有及び打合せを行うこと。また、打ち合わせの日時・方法等については、委託者の指示に従うこと。

カ) コンテンツ制作にあたっての留意点

- ・香川の魅力等が伝わるような内容であること。
- ・香川の夜間観光に資する公益性のある内容とすること。(政治性、宗教性、商業性を有するものを除くこと)
- ・映像の臨場感などが伝わるような音を付けること。
- ・県立アリーナという公益性の高い施設であることを念頭に制作を行うこと。
- ・県立アリーナの建築図面および設計図から生成した 3D モデルを使用し、県立アリーナの流線形の形状を生かした演出とすること。
- ・上映については、できる限り広範囲から観賞できるよう工夫すること。
- ・必要に応じて試写等を行い、適切に上映できるよう調整し、各種支障が生じた場合は適切に上映できるよう調整すること。なお、上映に伴う事前調整や試験上映にあたっては、時間や音など、周辺住民の生活環境に配慮すること。
- ・本業務にて作成したコンテンツを次年度以降に行う上映の際にも使用することを可能とし、その際には本業務の受託者を含めた事業者間で各種調整を行うこと。なお、次年度以降の実施に際して発生する費用は本業務には含まないものとする。
- ・県立アリーナの外観等の詳細については施設図面を確認すること。なお、施設図面については、以下のとおり電子メールにて配布依頼をすること。

宛 先 : kanko@pref.kagawa.lg.jp

件 名 : 県立アリーナを活用した観光コンテンツづくり事業 資料配布依頼

本文内容 : ①企業名 ②担当部署・担当者名 ③送付するメールアドレス

※ 施設図面等については、著作権の対象となっており、著作権法により保護されています。
当該募集に係る業務以外には使用できません。

(2) 基本機材の調達

以下の機材を調達すること。

ア) DLP方式のプロジェクター 11 台程度

- ・うち 50,000lm のプロジェクター (4K 対応) を 6 台以上含めること。
- ・50,000lm のプロジェクター以外のプロジェクターは 30,000lm (2K 対応) 以上とすること。
- ・光源はレーザーダイオード対応とすること。

イ) 音響設備

(3) 設置工事等

調達した (2) の基本機材について、次のとおり、設備取り付け等の工事を行うこと。

ア) プロジェクター設置のための移動可能な組み立て式の足場 (以下「イントレ等」という。) など各資機材の設置と調整

- ・ (1) で制作したコンテンツが最適に上映できるよう設置、調整を行うこと。
- ・海辺であるため、塩害や風等、各種天候条件 (台風は除く) に耐え得るものとする。
- ・プロジェクターを設置するイントレ等については、ウォーターフロントの景観を損なうことがないよう昼間の観光客にも配慮すること。
- ・照射対象物は県立アリーナのみとし、周辺の建造物等への光漏れがないように配慮すること。

イ) イントレ等は、高さ 10 メートルを超えないこと。

- ・メインアリーナへ照射するプロジェクターのレンズ芯の高さは地上から 9 メートル以上 10 メートル以下とすること。

- ・サブアリーナへ照射するプロジェクターのレンズ芯の高さは地上から 7 メートル以上 10 メートル以下とすること。

ウ) 配線及び電気の引回し（電気工事）又は発電機の調達

エ) 安全対策の実施

- ・プロジェクターの重さや風荷重等に耐えられるよう構造計算を行うなど安全対策の具体的な提案を行うこと。

（４） 管理運営

実施期間中、次の業務に留意し、安定したプロジェクションマッピングを実施すること。

ア) 各資機材の保守管理（実施期間中の防犯及び盗難対策を含む）

イ) 各資機材のトラブルや天候不順、不測の事態等により、上映停止が生じないよう、技術的人的な面で十分な対応

ウ) 各種関係機関との調整

エ) 周辺住民の生活環境に配慮した騒音対策

オ) 照射する光がドライバーへ影響を与えないようにするなど、隣接する道路の通行車両等への配慮

カ) プロジェクションマッピング上映時間における道路照明の消灯

キ) 各資機材の設置及び管理に際し、道路照明を消灯した際の歩道通行者、横断歩道通行者、車道を通行するドライバーの安全確保のための誘導灯等の設置及び点灯

（５） 原状復帰

プロジェクションマッピング終了後、設置した資機材等を撤去し原状復帰（資機材設置に伴う観賞場所等の芝生の損傷への対応も含む。）を行うこと。

（６） 広報の実施及び広報用データの作成

ア) プロジェクションマッピング実施について、各種広報媒体（SNS、YouTube など動画配信サイト等）やインフルエンサーを活用し、国内外への広報を実施すること。

イ) プロジェクションマッピング実施に関し委託者側で行う各種広報で使用する広報用データを作成・提供すること。

（７） その他

ア) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

イ) 別途指定する「プロジェクションマッピング上映に関する警備・広報等業務」及び「プロジェクションマッピング観賞クルーズ運航等業務」のそれぞれの受託者と十分に協議・連携のうえ業務を行うこと。

５ 業務実施に伴う費用

業務実施に伴う費用は、原則受託者の負担とするが、委託者の管理下にある会場設備の電源使用、機器操作等において発生する費用については、委託者が負担することがある。この場合は、委託者の定める手続き等に従って支払処理等を行うものとする。

6 会場設備等の貸与

受託者は、善良な管理者の注意をもって、会場設備等を使用するものとし、会場設備等の不具合を発見した場合には、直ちに委託者に報告するものとする。

7 提出書類・成果品

以下の書類を期限内に提出することとし、委託者の承認を得ること。なお、提出期限は、契約締結後に委託者と協議の上、決定する。

ア) 事業計画書、基本設計書、安全性を証明する証拠書類

- ・事業計画書では、提案内容を基に事業概要、詳細なスケジュール等を記載すること。
- ・基本設計書では、設置(使用機材、数量、サイズ、設置位置、設置方法)、消費電力、期間中に想定される電気代、演出方法等のデザイン・図等を記載すること。
- ・安全を証明する証拠書類では、人や通行車両、周辺建物、漁業関係者等に対する影響及び実施内容が安全であるとする根拠(他の事例)等を記載すること。

イ) 施工計画書、維持管理計画書

- ・施工計画書では、工事の概要、工程、使用する機材や機械、人員体制、緊急連絡先、安全・交通・環境管理等を記載。
- ・維持管理計画書では、実施体制、人員配置、連絡体制、不測の事態への対応等を記載すること。

ウ) 広報用データ

委託者と受託者との協議により決定したものを提出すること。

エ) プロジェクションマッピング映像

委託者と受託者との協議により決定したものを提出すること。

オ) 事業実施報告書

実施状況や実績等を記載すること。また本格実施に向けた課題や改善点を分析し、記載すること。

8 業務実施上の留意点

(1) 契約の締結

ア) 本プロポーザルは受託者の選定を行うものであり、業務内容は委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。

イ) 本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 業務の進捗管理

ア) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について委託者と協議の上、事業計画書を作成し、委託者と協議の上決定した期限までに委託者へ提出すること。

イ) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示に従うこと。

(3) 業務の履行に関する措置

受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が

生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

(4) 成果品の利用（二次利用）

本業務成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

(5) 納品データの安全管理

撮影データ並びに編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。

また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(6) 著作権等の取り扱い

本業務においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権の取扱いについて十分注意し、他社の権利を侵害することのないよう必要な調査を行うこと。万一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

ア) 本業務においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権について処理済の素材を使用すること。

イ) 本業務から得られる成果物に対する全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）は、実行委員会、香川県、及び実行委員会が指定する者（以下、「実行委員会等」という。）に帰属する。商標権を含む産業財産権を取得する権利も実行委員会等に譲渡するものとする。なお、本業務に先立ち受託者又は第三者が有する権利についてはこの限りではない。

ウ) 受託者は、成果物に対する著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第二章第三節第二款に規定する権利（著作者人格権）を有する場合において、実行委員会等に対してもこれを行使しないことに同意するものとする。ただし、実行委員会等が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、実行委員会等は事前に受託者に通告するものとする。

エ) 上記ア、イ、及びウの規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

オ) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

(7) 再委託

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託

者は委託者に対して全ての責任を負うものとする。

(8) その他

ア) 使用機材に関する保険及び会場設営からイベント当日及び撤去までを対象とした組立保険等の工事に付随する保険、イベント保険に加入すること。本業務中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと。

イ) 不測の事態のために事業の中止を検討せざるを得ない場合は、委託者の判断に従うこと。事業を中止した場合は、それまでに発生した経費について、委託者と受託者との協議を行い、協議の整った経費について委託者から支払うものとする。

